

身体・精神に障害のある方が利用する軽自動車などの減免について

税務課 66 1115

身体または精神に障害があり、車を所有している方は、税金の減免申請をしてください。対象者 身体障害者・戦傷病者・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害者本人が使用または通学・通院・通所・生業のために使用する車を所有している方。減免される車 軽自動車・普通自動車などのうち1人1台で、本人の所有する自動車（18歳未満の身体障害者または知的障害者もしくは精神障害者で本人と生計を一にする方の所有を含む）に限りません。ただし、障害の区分・等級により減免に該当しない場合があります。新たに軽自動車の減免申請をする方 申請場所 税務課軽自動車税担当（市役所本館1階）持参していただくもの 印鑑 免許証 車検証 身体障害者・戦傷病者・療育・精神障害

者保健福祉手帳 運転者

と障害者が同一世帯でない

場合は「自動車税等にかかわる生計同一証明書」または「常時介護証明書」（減

免申請1カ月以内に福祉課で交付を受けたものに限る）

申請期限 5月24日（火）

軽自動車の前年度に減免の適用を受けた方

3月中旬に郵送しました「減免となつている軽自動車等の現況報告書（申請書）」

が新年度の減免申請書となります。また、お手元にお

持ちの方は、該当する事項を記入の上、税務課まで返

送してください。

身体障害者用に改造してある軽自動車

車椅子の昇降装置や車止め、浴槽の設置など身体障害者用に改造してある軽自動車を所有されている方は税金

の減免申請をしてください。

営業用、自家用の別は問いません。詳しくは市税務課

軽自動車税担当へ。

申請期限 5月24日（火）

普通車 普通車の減免申請は東三河

県税事務所へ。 0532 5111

平成17年度の生ごみ処理機等補助金

環境課 66 1121

平成17年度の生ごみ処理機等補助金申請を受け付けます。

補助率は、全機種とも100分の45ですが、それぞれに限度額

があります。

・生ごみ堆肥化容器（コンポ

スト） 容量100リットル以上で、1

世帯2基まで（限度額1基3千円）

・密封発酵容器（ぼかし容器） 容量9リットル以上で、1

世帯2基まで（限度額1基千円）

・生ごみ処理機 生ごみを減量、消滅または

堆肥化させる機器で、1世帯1基まで（限度額1万円）

補助要件 市内在住の方が、市内の業者（蒲郡ごみを考える会などの市が認める団体を含む）から購入したものであること。

市税を滞納していないこと。補助対象は、いずれか1種類。

以前に補助を受けていて再申請する場合は、補助を受けた日から、コンポストと

ぼかし容器は3年、生ごみ処理機は5年経過していること。申請方法など、詳しくは環境課へ。

生涯学習情報誌「マイフレンド」前期版発行

生涯学習課 66 1222

平成17年度上半期に行われる講座・イベント・公民館行事などの情報を掲載した「マイフレンド」を4月下旬より

無料で配布します。市内だけでなく、近隣市町村の情報も掲載しました。ぜひ、ご活用

ください。

配布場所 市役所玄関受付、市民会館、体育センター、図書館、生きがいセンター、各公民館ほか

部数に限りがありますので、お早めにごうぞ。



ぼかし容器は3年、生ごみ処理機は5年経過していること。申請方法など、詳しくは環境課へ。

平成17年度の消防団の役員さんが決まりました

消防本部総務課 68 0936

蒲郡市消防団

団長 尾崎 博敏

副団長 神田 藤男

副団長 廣中 昇平

各分団（印は分団長は副分団長、敬称略）

第1分団 飛田裕昭 小林弘忠

第2分団 小田直宏 大澤謙祐

第3分団 松本優一 小田雅士

第4分団 高橋幸三 大場新一郎

第5分団 小田規雄 小野田能正

第6分団 河井善史 鈴木東一郎

第7分団 杉浦盛一 牧野健一郎

第8分団 近藤省吾 生田勝彦

第9分団 牧原 守 水野順也

